

# 立川市都市計画審議会

平成26年10月7日(火)

○日 時 平成26年10月7日(火曜日)午後2時00分

場 所 立川市役所 302会議室

○出席委員(15名)

会 長 15番 古川公毅君

副 会 長 11番 高橋賢一君

1番 石川孝政君

2番 石塚和生君

3番 稲橋ゆみ子君

4番 梅田春生君

5番 大沢純一君

6番 上條彰一君

7番 川合 薫君

9番 佐藤淳一君

10番 瀬 順弘君

12番 谷川朗兒君

13番 中山ひと美君

14番 廣瀬武生君

16番 古屋直彦君

○欠席委員(2名)

8番 小松清廣君

17番 三好一人君

\*三好委員の代理として佐藤交通課長が出席

○出席説明員

市 長 清水庄平君

副 市 長 田中良明君

都市整備部長 下澤文明君

開発調整担当部長 栗原洋和君

都市計画課長 小倉秀夫君

都市計画係長 山川友紀君

都市計画係1 後藤貴子君

都市計画係2 南山和秀君

○議事次第

1 開 会

2 辞令交付

3 市長挨拶

4 議 題

1. 案件審査会

(1) 諮問第1号

多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(東京都決定)に伴う意見書提出について

2. 案件説明会

(1) 立川都市計画 都市再開発の方針の変更について

(2) 立川都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について

5 閉 会

---

辞令交付について、省略

---

- 古川会長　それでは、ただいまから立川市都市計画審議会を開催いたします。
- 小倉都市計画課長　では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。
- 清水市長　立川市都市計画審議会会長、古川公毅殿。立川市長、清水庄平。  
都市計画について（諮問）。貴審議会に次の事項について諮問します。  
記、一、諮問第1号 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）に伴う意見書提出について。  
以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 古川会長　それでは、お預かり申し上げます。  
それでは、案件審査会に入ります。  
本日審議いたします案件は、諮問第1号「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）に伴う意見書提出について」でございます。  
諮問第1号について、事務局より説明をお願いいたします。
- 小倉都市計画課長　それでは、説明させていただきます。  
少しパワーポイントを使いながら、長い説明になりますので、座って説明をさせていただきます。  
それでは説明に入ります。  
東京都が策定する「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては、本来、案件説明会を開催し、内容について説明させていただくものでございますが、スケジュール調整がつかず、事前に郵送にて資料を一式お送りさせていただいております。  
本日は、本都市計画案に対する東京都から市への意見照会を受けてご審議いただくものでございます。  
資料の確認をさせていただきます。案件審査会の資料として、A4横版の「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）にかかわる意見（立川市）」を机上に配付させていただいております。そのほかに、こちらのスクリーンと同じパワーポイントシート資料を1部お配りしております。本日の配付分についてお手元に資料

が届いていない方はいらっしゃいますでしょうか。

また、以前に送付済みの「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですね。

計画案については事前にご一読いただいているとは思いますが、本市方針の概要説明に立川市から東京都への意見として提出を考えております箇所について、説明させていただきます。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称、都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、東京都が策定している東京の都市づくりビジョンにおいて明らかにした将来像の実現に向けて、政策誘導型の都市づくりの方向を都市計画に位置づけ、個別の都市計画を定める場合のよりどころとなる方針を記すものです。

今年度は都市計画区域マスタープランに合わせ、都市再開発の方針と住宅市街地の開発整備の方針も続けて改定が予定されております。都市再開発の方針と住宅市街地の開発整備の方針については、後ほど案件説明会で説明いたします。

次に、改定の経緯について説明いたします。

東京都は2004年、平成16年4月、目標年次を2015年、平成27年とする都市計画区域マスタープランを策定いたしました。現行方針を策定後、2009年、平成21年に東京の都市づくりビジョンを改定しており、その内容のうち、都市計画に関する事項を今回、都市計画区域マスタープランに位置づけるとともに、人口減少、少子高齢社会の到来を初め、世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催決定など、都市づくりビジョン改定から今日に至るまでの社会経済情勢等の変化も取り入れ、今回の改定を行うものです。

本方針につきましては、2025年、平成37年を目標年次とするおおむね10年間の方針としております。基本的な考え方といたしましては、地域の自主性を尊重しつつ、かつ東京としての一体性を確保するため、東京都が広域的な視点から都市計画区域マスタープランを策定し、地域に根差した都市計画については、それに則す形で区市町村マスタープランで定めることとなります。

続いて、都市計画案までの手続の経緯について説明いたします。

東京都は、5月15日に第205回東京都都市計画審議会へ中間報告を行った後、5月16日から5月30日にかけて、原案の縦覧及びホームページの意見募集や6月23日から7月

10日に公聴会を開催し、各方面からのご意見を踏まえ、記載内容の充実を図り、このたび都市計画（案）として取りまとめられたとのことです。

公聴会は、東京都全体で計16名の公述がございました。東京都のホームページでの意見聴取は、東京都全体で19名より意見があり、多摩部19都市計画にかかわる意見が14件、全都市計画共通にかかわる意見が12件でした。そしてこのたび8月1日より都市計画法第18条に基づく区市町村への意見照会が開催されており、10月24日が回答期限となっている状況です。

次に、案の概要についてポイントを説明いたします。

1点目として、本計画の目標年次はおおむね10年後、2025年、平成37年としています。

2点目として、立川市が属する多摩部19都市計画区域につきましては、広域的な都市の一体性を確保するため、これまでの都市計画区域ごとに策定していたところを一体での策定となっております。

3点目として、市街化区域と市街化調整区域とを区分する、いわゆる線引きの区域区分でございますが、多摩部全体におきまして、原則として現在の区域区分を変更しないこととしております。

4点目といたしまして、東京の都市構造について、広域的には引き続き東京圏全体の視点に立った都市構造である環状メガロポリス構造の実現を目指し、国際競争力を備えた魅力ある首都の実現に向けて取り組むとしております。

5点目として、今回の改定では、環状メガロポリス構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編が新たに示されております。身近な圏域にはだれもが暮らしやすいまちを実現するため、交通結節点などを中心とした集約型の地域構造に市街地を再編していくことを掲げております。

6点目といたしまして、将来像をセンターコア再生ゾーン、核都市広域連携ゾーンなど、都市づくりビジョンで示した5つのゾーン区分ごとに記載しております。立川市は核都市広域連携ゾーンに属しております。

7点目といたしまして、中核拠点に加えて、今回の改定から新たに生活拠点、生活中心市地という位置づけについて記載しています。

まず、中核拠点は、東京圏の骨格的都市構造を形成し、かつ都市活力をけん引する拠点のことで、都心、副都心、新拠点、核都市がございませう。立川は核都市に位置づけら

れております。生活拠点は、乗り換えや乗車人員の多い主要駅など、利用圏域の比較的大きな幅広いサービスを提供できる拠点であるのに対し、生活中心地はもう少し身近な駅など、地域の人々の活動や交流の中心となる場をイメージしております。

立川市におきましては、中核拠点は核都市立川の整備エリア、生活拠点到立川、生活中心地に西立川、西国立、玉川上水、武蔵砂川、西武立川、それぞれの駅周辺地域を位置づけております。区市町村の定めるマスタープランの位置づけを踏まえ、拠点を設定しており、東京都と区市町村間で意見交換を行いながら、今後10年間のまちづくりの状況なども踏まえ、位置づけをしております。

都市計画区域マスタープランにこれらの中核拠点、生活拠点や生活中心地を位置づけることにより、東京都と地元自治体や民間と連携した拠点の形成が促進されるような組織づくりを目指しております。

中核拠点である核都市立川のエリアはこちらの範囲となります。色付けがかかっておりますこういった範囲が、核都市立川のエリアでございます。

次に、立川市の生活拠点及び生活中心地の位置でございます。立川駅が生活拠点、西国立、西立川、西武立川、武蔵砂川、玉川上水といった駅の周辺地域を生活中心地としております。

8点目として、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針として、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画を7つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や各種制度の活用方針などが記載されております。

1、土地利用では、主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針が記載されております。多摩の中核拠点(核都市)などでは交通基盤や市街地整備を推進。都市計画制度などを活用し、高経年マンションの建てかえの促進などがございます。

2、都市施設では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針が記載されております。

3、市街地開発事業では、主要な土地区画整理事業や市街地開発事業などに関する方針が記載されております。

4、都市防災では、災害に強い都市の形成などに関する方針が記載されております。例として、地震、津波、水害などの自然災害に対する防災対応力を高め、安全な都市を形成し、大規模地震などの発生時においても首都としての都市機能や経済活動を維持な

どの記載等を行ってございます。

5、都市の低炭素化では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針が記載されております。例といたしましては、中核拠点や生活拠点などでは、民間都市開発を通じて、最先端の省エネ技術の導入や地域冷暖房施設などの導入・接続を促進。渋滞対策の推進により都市全体でのCO<sub>2</sub>排出量の削減などがございます。

次に、6、自然的環境では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針が記載されております。

次をお願いします。

7、都市景観では、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針が記載されております。例といたしましては、都市再生の推進を通じて、風格、潤い、にぎわいのある街並み景観を誘導。玉川上水、国分寺崖線など、東京の景観構造の骨格となる自然や地形と調和した景観などを誘導するなどといったことがございます。

次をお願いします。

立川市では、本日のこの計画案の素案の段階より、作成者である東京都とこれまで調整を行ってまいりました。本日お示ししている資料の意見箇所についても、ほとんどの部分は既に東京都に対し調整を求めています。この計画案の中で反映されていない状況でございます。今回、都市計画法18条に基づき、正式な市への意見照会が来ておりますので、審議会の中でご審議いただき、東京都に対し、意見提出を考えております。

それでは、本日お配りしている資料、A4版横の「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発、保全の方針にかかわる意見（立川市）」をごらんください。

この意見と事前にお配りいたしました東京都の案のほうを対比しながらごらんいただきたいと思っております。

まず最初に、6ページと7ページの間でございます。ページが振っていない都市構造図の部分です。これにつきましては、東京都の案では、いわゆる国交省等が使う一般的な集約型の地域構造を示されておりますが、大都市圏東京においては、市街地が連たんし、相互に機能しております。そういったことから、中核拠点からの放射状のネットワークだけではなく、それぞれの生活拠点や生活中心地の間を互いに補完し合う有機的なネットワークが必要であると考えたために、この都市構造図も変更意見として出させて

いただいております。

また、意見書の一番後ろのページをごらんください。

東京都の案では、ここの環状方向にございます赤い線が抜けてございます。例えばこれを立川市にたとえますと、真ん中が立川駅、例えばこの点が西武立川駅といたしますと、例えば西砂にお住まいの方は、何か買い物をするときに昭島駅に出ます。これが昭島駅という意味ですね。こういった動きがあると。また、例えば若葉町にお住まいの方はバス路線を使いまして、国立駅に出るといったことがございます。これは例えばこういったところですよ。このように、要は地方の郊外都市とは違い、東京はさまざまなこういった市街地が連たんしておりますので、単純に一つの核から放射状につながるという関係ではなくて、おのおのの拠点がおのおのの機能を補完して、この中核拠点を中心に都市機能が展開されているというように考えてございます。ということで、今回この6ページと7ページの間を集約型地域構造の再編の図について、市として意見を出してございます。

次に、7ページをごらんください。

7ページの表のアスタリスクの部分でございます。こちらについては、このアスタリスク2と3、要は生活拠点の定義と生活中心地の定義がここに記載されてございます。これだけを見ますと、駅が生活中心地であるといった表現が入っていないということ、それから生活拠点との区別がわかりにくいということで、市の案といたしましては、生活拠点においては、このアスタリスクの説明文に加えて、「乗車人員の多い交通結節点など」といったほうに説明を変更願いたいと。

それからまた、生活中心地におけるアスタリスクの3につきましては、「交通結節点や特徴のある商店街等」といったことで定義をしていただきたいといった意見でございます。

次に、12ページをごらんください。

12ページ、下から11行目でございます。これから幾つか同様の説明が続きますが、実はこれは先ほどご説明いたしました核都市、生活拠点、生活中心地といったところの記載に関しての機能の例示がそれぞれされてございます。例えば、下から11行目については核都市について説明をしているところなんですけど、業務、商業、医療福祉、文化、交流などといった例示になってございます。今後、この「核都市」という言葉が幾つか出てまいりますけど、そのたびにこの例示が違っているということがございますので、今回

市といたしましては、この例示について核都市、生活拠点、生活中心地ごとに統一をしていただきたいということで、今回につきましては、この例示につきまして、業務、商業、居住、文化、交流、医療福祉などといったことに統一していただきたいといった提案でございます。

次に、12ページ、下から2行目でございます。こちらに同じく生活拠点での機能の例示がございます。業務、商業、医療福祉、子育て支援といった例示が出てございます。これについては、業務、商業、居住、医療福祉、子育て支援と、今後出てくるものにつきましても、すべてこれに統一をしていただきたいといった形でございます。

次に、13ページ、上から15行目です。「武蔵野の森総合スポーツ施設及びその周辺は」といった記載がございます。このたびの大きな区域マスタープランの改定というのは、これまで、各都市計画区域ごとに定めていたマスタープランを19都市計画の共通事項としております。そういったことで、武蔵野の森総合スポーツ施設というのは、調布飛行場、味スタの横のところの公園を指しているのですが、こういった局所的な記載をすべきではないといったことで、削除をお願いしたいということでございます。

次に、13ページ、下から5行目でございます。こちらにつきましては、緑地や農地について書いてあるのですが、現行では多摩川などの河川や国分寺崖線のみが書かれているということがございます。崖線につきましては、立川崖線や青柳崖線といったさまざまな崖線がございまして、国分寺崖線だけが多摩地域における崖線ではないということになりますので、今回、国分寺崖線に加えて、「多摩川由来の崖線、国分寺崖線」といったことで、大きく多摩川の両岸にかかる崖線すべてと国分寺崖線といったものに追加願いたいといった意見でございます。

次に、16ページをごらんください。

16ページ中段の表の下の注釈でございます。こちらにつきましては、案の注釈、データの出典についてこれではよくわからないので、出典について東京都総務局統計何々といった推計であるといったことを明記していただきたいといったことになってございます。

それから、18ページをごらんください。

同じく、これも注釈がついておりますが、この数字の出典についてちゃんと何を使って、この数字になっているかということを明記していただきたいということを指摘させていただきます。

次に、20ページをごらんください。

20ページの1、(1)の①住宅地についてですが、この記載については、先ほど東京都では多摩地域につきましては、都心に近いところから、おおむね都心から30キロ圏程度を都市環境再生ゾーン、また都心から30キロから50キロ圏の範囲を核都市広域連携ゾーンとしております。また、都心50キロから以西につきましては、自然環境保全活用ゾーンといった地域になってございます。具体的には青梅や五日市といったところがこのゾーンにあります。ところが、多摩の都市計画全体の方針を示しているにもかかわらず、ここについては自然環境保全活用ゾーンの記載がないので、バランスが悪いということから、自然環境保護に配慮した住環境の維持保全を図るといったことを追加すべきであるといったことを追加要望してございます。

次に、21ページ、上から2行目でございます。これも先ほどご説明いたしました核都市に対する例示でございます。これは先ほどと同様、業務、商業、居住、文化、交流、医療福祉などといったことで、先ほどのものと合わせていただきたいといった意見でございます。

次、21ページ、下から13行目でございます。これにつきましても、核都市の記載になりますが、同じように、例示については合わせていただきたいということで、業務、商業、居住、文化、交流、医療福祉機能などといった表現にしていきたいという指摘をしております。

同じく21ページ、下から5行目でございます。こちらにつきましては、生活拠点についての記載でございます。こちらにつきましては、先ほどの生活拠点の定義である業務、商業、居住、医療福祉、子育て支援といった記載に統一願いたいということです。

次に、21ページの一番下でございます。中身的に非常に議論があるところかと思えますけれども、東京都の案では、鉄道路線に沿った連続する生活拠点では、住宅系用途との調和に配慮しつつ、にぎわいのある商店街といった適切な商業系用途の育成を図るとともに、おのおのの個性や既存の集積を生かして、拠点機能を分担していくという記載になってございます。これは私どもの理解といたしましては、ここに示すように、赤い丸が拠点になるんですが、例えば立川で持っている機能は、国立では分担として例えば国立というのは文化学園都市といったものがあります。そういったものについては、国立でそうだけれども、立川には要らないよと。立川が例えば商業、業務の中核になっているので、日野市さんには商業、業務の機能というのは要らないよといったように読め

るといった解釈をしています。我々としたしましては、これは分担するのではなくて、要はおのおのの個性や既存の集積を生かして拠点機能を展開していくと。おのおのの、国立では国立、日野では日野、豊田では豊田、高幡不動では高幡不動、府中では府中で、おのおのの既存の拠点機能をそれぞれ強化していくんだといったことに記載すべきであるといった意見でございます。

次に、22ページをごらんください。

上から2行目でございます。これにつきましては、先ほどの文言の修正ということで、生活拠点に関しての機能例示について、ここに記載のあるように統一をしていただきたいということでございます。

次に、22ページ、上から10行目です。こちらにつきましては、中核拠点、生活拠点、生活中心地、それぞれにおいて集積する都市機能の種類表現を統一していただきたいということで、今回、それぞれについて言っておりますので、1つのルールとして、重なっている機能についてを例示していただきたいといった趣旨でございます。これも一連の機能例示の統一をしていただきたいといったことでございます。

次に、22ページ、上から14行目でございます。こちらについても機能例示の問題でございます。生活拠点、生活中心地に関しての機能例示について統一をしていただきたいといったことで今回提出させていただいております。

次に、23ページ、上から11行目でございます。こちらについては、核都市と生活拠点の例示としておりますので、両方の共通の部分だけを記載し、「など」で統一していただきたいといった提案となっております。

次に、23ページ、下から16行目でございます。こちらについては、空き家などについて書いてあるのですが、こちらについては東京都案では「地元自治体による自主的なまちづくりの誘導や空き家の活用など」となっておりますが、こちらにつきましては、地元自治体が、まちづくり誘導は当然するのですが、空き家活用というところまでは踏み込めないだろうということで、これは総体の意味で地域といった部分ですね。「といったところで地域による」といったことで、地公体や地域住民、地域等を含めた広くしたほうがよろしいんじゃないかといった提案となっております。

次に、26ページの上から20行目をごらんください。これは公共交通ネットワークという中での追記を要請してございます。これは防災拠点へのアクセス向上に寄与する路線の整備を図る。具体的に申し上げますと、立川3・1・34号線、中央南北線のような南関

東の広域防災拠点である拠点へのアクセスといったような、今後有事の際の拠点への物資搬入ルート等を含めて、これが重要であると。これを記載してもらいたいということに記載してございます。

次に、下から7行目でございます。鉄道系の記載なんですが、語尾が「東京都では適切に対応をしていく」という表現になっていますが、これは適切に対応するのではなくて、18号答申に位置づけられていることで、東京都としては国の動向を踏まえて、こういった複々線化や多摩モノレールの路線について整備を推進するといったことにしたいとお願いしたいというふうにご覧いただいております。

次に、27ページ、下から1行目でございます。こちらにつきましては、河川に関する、いわゆる最近の豪雨に関する改定部分でございます。ここでは、中小河川における都の整備方針に基づき、区部河川では75ミリ、多摩部河川では65ミリという整備方針になってございます。この表現ですと、時間最大75ミリ、65ミリの降雨に対応した調節池といったことで、どこでどちらを提供するのかということがわからないために、中小河川における都の整備方針と同じ表現で、区部河川では時間最大75ミリ、多摩部河川では時間最大65ミリというふうにご覧いただいております。区部河川といいますが、流域の関係がございまして、武蔵野市や三鷹市で一部区部河川の区域がございまして、立川市については当然多摩部の河川の65ミリが対応となります。

次は、29ページ、上から8行目でございます。こちらについても、生活拠点と生活中心地の機能例示ということで、共通部分のみの表現に統一していただきたいと思いますところでございます。

次に、30ページ、上から11行目でございます。災害に強い市街地の実現、ここについては先ほどもご説明しましたように、日ごろのネットワークと同様に、防災拠点のアクセス向上に寄与する路線の整備を図るといった文言を追加していただきたいと思います。先ほども進を意味する言葉となっております。

次に、31ページ、下から10行目、これは先ほどの河川の説明と同じで、区部河川では、多摩部河川ではといった言葉の追加をお願いしたいというところでございます。

次に、34ページ、上から14行目でございます。この中では、災害時の避難場所として誘致距離250メートル以内を目途に公園を配置するという記載になってございますが、要は、公園の誘致距離250メートル以内を目途に配置という具体的な記載ではなく、各市緑の計画等の、総合的な各市ごとに計画がございまして、250メートルメッシュでなかなか

か公園をつくっていくということは難しいので、この辺については250メートルという記載の具体的な数値を書く必要はないのではないかといた意見でございます。

次、38ページをごらんください。上から9行目でございます。これにつきましても、先ほどと同様、核都市の機能例示について統一を図っていただきたいといった部分でございます。

それから、同じページの下から5行目です。ここについては、景観について言っているのですが、ここの記載でいきますと、ポチのところで、歴史的な雰囲気が残された街並み景観を保全するため東京都景観計画との整合を図りつつといったことで、東京都だけの景観計画が主体となっておりますので、既に市の中でも、6団体程度、多摩部においても景観行政団体となっておりますので、東京都の景観に加えて、市町で定めた景観計画との整合といったことに追記願いたいといった意見でございます。

次に、39ページをごらんください。

これは主要な都市施設などの整備目標の例示でございます。この交通施設の表記の中に、連続立体交差事業の欄がございまして、ここにJ R南武線の矢川・立川駅付近、それからJ R青梅線の立川・東中神駅付近を追加していただきたいというふうに考えてございます。これは東京都における踏切対策基本方針におきまして、鉄道立体化検討区間の20路線のうちを選定されているということ、特に南武線につきましては、検討区間から事業候補区間になっているということがございますので、これについては東京都の計画と合わせて追記を願いたいというふうにしてございます。

また、その下のバリアフリーに関連する表記ですが、必要な駅において100%という表現になってございますが、これは国のいわゆるバリアフリーのガイドラインにおきまして、1日平均利用者3,000人以上の駅においては100%といったことが国で定められておりますので、国のバリアフリーの基準に合わせていただきたいといったところでございます。

それから、新規の項目追加といたしまして、J R中央線の三鷹・立川駅間の複々線化を追加していただきたいと。これにつきましては、いわゆる旧運輸省の運政審の18号答申の中で、平成27年度までに整備着手することが適当である路線、通称A2路線とありますが、A2路線にも選定されているということで、ぜひこれについて追記を願いたいといったところでございます。

あわせて、多摩都市モノレールの延伸の追加をお願いしてございます。こちらにつき

ましても、上北台駅・箱根ヶ崎間につきましては、先ほどと同じ、運政審18号答申路線におきまして、A2路線に指定をされているところでございますので、三鷹・立川間の複々線化と同様、追記を願いたいといった意見でございます。

44ページをごらんください。44ページの部分につきましては、これは各ゾーンごとの主な将来像を書いている部分でございます。この部分のちょうど上の真ん中の枠の下から2ポツ目です。こちらの表現では、駅前広場の整備に合わせて鉄道の立体化を図るといような日本語になってございます。我々といたしましては、駅前広場の整備が先ではなくて、鉄道の立体化に合わせて駅前広場等を整備していくというふうを考えておりますので、日本語としてこの順番を逆転してくれと。道路と鉄道の立体交差化に合わせ、交通広場の整備など駅周辺のまちづくりを云々といったことに改めていただきたいといった意見でございます。

次に、48ページをごらんください。真ん中の中の武蔵砂川の3ポツ目でございます。大規模工場跡地地区では、現在、商業、文化、産業等と書かれてございます。これはいわゆる日産工場跡地のことを指してございます。ここにつきましては、実は都市計画に地区計画を既に定めておりまして、その方針の中で商業、生活、文化といった具体的な記載がされておりますので、既存の都市計画に合わせていただきたいということで、商業、文化、産業という表現ではなくて、地区計画と同じ商業、生活、文化といった表現にしていきたいというふうに行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○古川会長　以上で説明は終了いたしました。

○小倉都市計画課長　すみません、ちょっと追加が。1点説明し忘れておりました。

今後のスケジュールでございます。今後のスケジュールといたしましては、都市計画法第17条に基づく公告・縦覧などの都市計画手続を経て、11月の第207回東京都都市計画審議会へ付議され、12月に決定告知が予定されております。

失礼いたしました。

○古川会長　お疲れさまでした。

以上で説明は終了しました。

まず、ご質問等がございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

○川合委員　では、1ページ目の2つ目、立川市、第2、7ページの下から5行目です

ね。「乗車人員の多い」を追加していただきたいということですが、この「乗車人員の多い」というのは、どの程度の、具体的なところが明記されておられませんけれども、教えていただけますでしょうか。

○小倉都市計画課長　これは特に定義があるわけではないのですが、東京都等とのこれまでの調整の中で、乗車人員の多いとは、多摩地域においては年間約1,000万人程度が多いということで判断していきましようといったことで調整をしています。これは定義が特段統一的に何人以上といったものがあるわけではないのですが、おおむね目安といたしまして、多摩地域においては1,000万人以上といったことで、立川市においては立川駅がおおむね5,000万人ぐらいになりますので、そのほかの駅については到底1,000万人は超えておりません。

○川合委員　ありがとうございます。

○古川会長　ほかにご質問はございましょうか。

よろしいですか。

○稲橋委員　今、改めて立川市のほうで改正したいというところのご説明があったわけなんですけれども、会長、それに関してということに限定してと。

○古川会長　はい、まずはそれについて。

○稲橋委員　今はということ。じゃ後にします。

○古川会長　それでは、次に、ご質問はこれぐらいにしまして、本件に対するご意見がございましょうか。ご意見がある、そして採決というふうに入っていきたいと思えますが、ご意見がございましたらどうぞ。

○稲橋委員　進め方なんですけれども、今この件に関して採決という形に持っていくということですね。今意見を聞いて採決に持っていくという。

○古川会長　そうです、そうです。

○稲橋委員　それとは別に、こちら側の案件に関しての質疑というのは、この中身について。

○古川会長　これそのものについての質疑ということですか。

○稲橋委員　はい。

○古川会長　それについては、どうしましようかね。本日諮問を受けたのは、これに関しての市の意見をどう取りまとめるかということの諮問を受けておりますので、これ自体への質問は、出していただいてお答えしてよろしいのですが、それはメインじゃない

ということだけちょっと踏まえておいていただければと思います。

○高橋副会長　それは市に問われている内容だったよね。

○古川会長　そうですね。それは市のほうに問われている内容で、意見としてその中でどう市として意見書を都に出すかということがきょうのメインのテーマでございます。ただ、それとの関連であれば、その範囲でちょっと言っていただければと思います。

○稲橋委員　今の会長のご説明で、改めてそこは理解しました。私が改めてちょっとお聞きしたいということは、この東京都が出しました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、ここに立川市のこれからの進めていく方向性が示されているわけですがけれども、ここの部分については、立川市が既に定めてきた都市計画マスタープランが23年度に改定されてきた、それから景観計画も策定してきたと。そういった経緯の中からの立川市の意見がここで反映されているというふうな理解として、そういうことなのかどうかと。東京都のほうを示してきたものですがけれども、その根拠としては立川市が今まで声を出してきた、こういうまちづくりとして進めていこうというものがこの中に反映されているかどうかということをチェックしなきゃいけないのかなというふうに私は今回思ったわけなので、その点のところを改めて確認としてお聞きしたいなというふうに思ったんですけれども。よろしくお願いします。

○古川会長　それでは、その点についてお願いします。

○小倉都市計画課長　先ほどはちょっと駆け足の説明だったので、あれだったんですけども、当然これは東京都が作成しているものですが、このパワーポイントの一番上をごらんください。ことしの3月ぐらいから、ずっと東京都とは何度かキャッチボールをさせていただいております。ですので、今回実は出しているのは一部分で、これの3倍ぐらい意見を立川市として出ささせていただいて、表現を変えていただいたりしております。そういった意味では、委員ご指摘のような立川市がこれまで考えてきたいろいろなまちづくりについて反映させていただいている部分がございますし、それは解釈の違いでこういうふうに読めるんだといったことで記載変更されていないところもございますけれども、これは本日に至るまでの間、東京都さんのご担当とは意見交換をさせていただきながら、修正を東京都としてかけてきたと。当然意見としては26市含んで全ての意見ですので、私どもの意見だけではなく、各市からの意見の中で、こういったものになってきたと。そういった中で、今回はこの都計審のほうに立川市はさらにこういった意見を出していきたいということをお話ししているといった状況でございます。

○古川会長　　そうすると、私のほうから確認しますと、立川市のマスタープランに基づいて、こういう意見案を取りまとめたということではよろしいですか。

○小倉都市計画課長　　私どもの都市マスは、従前の改定前の区域マスを上位計画として位置づけておりますので、若干古い部分がございます。ただ、現在、立川市は、これは行政計画になりますけれども、第4次の基本構想、それから基本計画を現在策定しております。そういったところの市の意向を受けて意見を出させていただいておりますので、既定の計画の中を抜粋しているということではなくて、当然我々は今策定をしております基本構想等の考え方も反映させながら、区域マスタープランのほうに反映させていただきたいと。また、上位計画でございますので、私どもの長計、区域マスタープラン等が改定になれば、市マスのほうも見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○古川会長　　よろしゅうございますか。

ほかにご意見はございましょうか。どうぞ。

○上條委員　　先ほどお聞きをすればよかったですけれども、震災対策の問題で、特に公園の設置の問題なんですけれども、東京都及び市の防災計画に定めがないということで、都が今度の計画に盛り込んだ誘致距離250メートル以内を目途とするという、ある意味数値目標を掲げているんですけれども、これを削るということ自体としては、やはり災害時の住民の避難場所という点では、かなり公園が大きな意味合いを持つんですけれども、こういう数値目標をなくしてしまうということになるということだと、公園の整備というのが後退するということにつながるのではないかなと思うわけなんですけれども、市がほかに整備の考え方として持つものがあれば別なんですけれども、そうでなければ、これだとこれまでどおりの公園の整備に任せるみたいなことになってしまうと思うんですけれども、そこら辺はどのように考えておられるのか。ちょっと質問で申しわけないんですけれども。

○古川会長　　どうぞお願いします。

○小倉都市計画課長　　まず、この誘致距離250メートル以内と東京都が言っている案ですけれども、公園に幾つか種類がございまして、一番身近な公園というのが街区公園といまして、これがいわゆる公園から250メートルに定めますよといったような定義があるんですね。そのほかに近隣公園、地区公園というのがございまして、誘致距離が500メートル、1キロといった、いわゆる規模に応じての公園という位置づけがあるんですね。

その話とこの防災の活動拠点というものが我々是一緒ではないと思っております、当然この表現でいきますと、250メートルの半径の距離ごとに、すべて街区公園を設けなくてはならないというふうに読めてしまうと。これについては、公園はそもそも各区市町村で計画を持っておりますので、その公園の配置計画と防災拠点の誘致距離250メートルというのは、一緒ではないはずであるといったことを言っております、この250メートルぐらいの範囲に防災拠点があればいい、悪いということではなくて、言っているこの定義している誘致距離250メートルの街区公園という概念と防災拠点という概念の公園配置計画といったものとは、概念が各市の防災計画や緑の基本計画等によって違うので、こういったふうに限定的に250メートルごとに街区公園を設けるといった表現はやめたほうがいいといったことでございます。

○古川会長　よろしゅうございますか。

ほかに、質問も含めてで結構ですから、意見がございましたら。

○佐藤委員　ただいまの公園の誘致距離の問題なんですけれども、確かに公園の誘致距離と避難場所の誘致距離とは全く違う性格のものなんですけれども、これも公園などというような言い方で、例えば公園でなくても、公共的な空地、施設の敷地、そういったものを含めて考えればいいわけで、余り細かく気にすることもないのかなということだと私は考えています。

○古川会長　そこはいかがですか。

○小倉都市計画課長　まさに我々の意見どおりという解釈かなと思っているんですけども。

○古川会長　いや、今、佐藤委員のほうは、だからこのままの記述、数字があってもいいんじゃないかというご意見です。

○小倉都市計画課長　私どもが懸念したのが、解釈はまさに委員と全く同じ解釈を持っているので、あえて消してくれと。この250メートルといった数字が独り歩きをしてしまうのではないかというような懸念をしております、さまざまな緑の基本計画等で近隣公園、街区公園、地区公園の配置といったものが、恐らく各市で定めております。それとこれがもしバッティングしたときに、250メートルといったところにカバーできていないんじゃないかといった議論になるのではないかと、そういった懸念がございまして、我々としては公園だけがまさに防災拠点ではなくて、学校であったり、公園であったり、いろいろな地域学習館であったりといったところがあるので、公園などとは書いてありま

すけれども、誘致距離250メートルといったものの公園の概念をここに具体的に記載するのは適切ではないのではないかといた意見でございます。

○古川会長　そうすると、この点がちょっと今、佐藤委員とちょっと違っている点ですね。「など」と書いてあるから、それで公園が指定されていないじゃないかという議論は起きないはずだけれども、でもそう短絡的に結びつける意見もあり得るということで、市のほうではこれを除いた意見で東京都に意見として出したいということですね。恐らく都のほうは今佐藤委員がおっしゃったような理屈で、まあまあという話になるかもしれませんので、市としては意見を出してみるということだと思いますね。

○稲橋委員　今のことに关しましては、実際この中で防災という視点から位置づけられて明記されているわけですが、そういうふうと考えて、これから火災、延焼を食いとめるとか、災害時の逃げ場というところでは、改めて位置づけていくということが必要なのかなというふうに考えますと、やはりその250メートル圏内になにがしか避難できる場所が、防災の拠点があるということが、とても市民にとってもそういったものが身近につくられる方向としては望むのではないかとこのように思いますので、この点については、身近な公園などというところで、誘致距離250メートル以内を目途にと、目途ということにもなっていますので、このまま入れたほうがいいのではないかとこのように思っておりますので。

以上です。

○古川会長　どうぞ。市のほうからちょっと。

○小倉都市計画課長　今、市のほうでも防災計画をつくっております、もちろん委員おっしゃるように、ある一定の範囲に細かく防災拠点が配置されていることが望ましいと思います。これはただ立川だけではなくて、例えばメッシュで密度が当然違うわけですね。例えば青梅さんと立川と、それから五日市さんと違うわけというところで、あくまで19都市計画の共通の事項として今回東京都が記載するといったところで、その辺は私どもは各市の防災計画にゆだねるべきだといったことで、定量的な数値目標を多摩19都市計画の共通事項として具体的な数字を書くべきではないと。決して考え方を否定しているわけではないんですけれども、19都市計画の共通事項として書く以上、こういった定量的な縛りかけるべきではないんじゃないかといった意見でございます。

○上條委員　先ほどは説明で納得しちゃったんですけれども、今の市の説明を踏まえるならば、身近な公園や学校の校庭などということ、現実的に防災拠点ということに位

置づけているものをきちっと文言で載せて、この誘致距離250メートル以内をめぐりに配置するというふうにしてはどうなのでしょう。そうすれば、現実のいろいろな防災計画などで、各市の防災計画もそういう公園だけでなく、学校の校庭だとか、一時避難場所等になっていると思いますから、より現実的だと思いますけれども。

○古川会長　　ありがとうございました。

その点いかがですか。

○小倉都市計画課長　　34ページを改めて見ていただきたいのですが、実は34ページは自然的環境整備、または保全に関する都市計画の決定の方針なんです。あくまで自然環境の公園の配置論としてこれを持ち出しているんですね。そうしますと、防災といったところの記載ではないんですね。ですから、あくまでこれは自然的環境の目安として防災的な観点を含めて、250メートルメッシュに公園を整備、多摩部19都市計画で目指しますよといったことになりますので、ちょっと意味合いが違って……、趣旨はよくそういった複合的な意味もというのはあるのですが、もともとの章だてとして方針がそういったところにある。要は公園の配置計画の一つの目安としてメッシュをこういうふうに決めるべきだといったことが東京都のほうでうたわれていたところなので、そこはそういった観点も必要なんだけれども、そのメッシュというのは各市の緑の基本計画等にゆだねるべきだといった考え方でございます。

○古川会長　　確かに6の自然的環境の整備、または保全に関する都市計画の決定の方針というところであるから、そこで述べるのはなじまないんじゃないかと。

○佐藤委員　　ただいまの意見、大変よくわかりました。納得しましたので、それはそれでよろしいんですけれども、公園の配置ということで行きますと、立川市さんは大変公園が多いんでしょうけれども、なかなかここまでいっていないところがたくさんあるんですよね。そうすると、こういう数字があったほうが行政としてやりやすいのかなという気はしないではないので、その辺は意見として申し上げておきます。

○古川会長　　わかりました。両面あるんですけれども、ここは都市計画の決定の方針というところ、公園の方針というところでの筋書きではちょっとなじまないだろうと。防災のほうではもちろんそういうことは必要であろうというところでもよろしいですか。

ほかに。

○高橋副会長　　意見ということでなくて、賛同の意見なんですけれども、今回、立川市都市計画として東京都に具申すると申しますか、申し入れをする内容として非常にふさ

わしい内容を今回含んでいるなというふうに思います。それは1つは、立川市が広域行政のかなめとして立川都市計画をコアにしながら隣接の市との関連を問うということはすごく重要なことだと思うんですね。そういう意味で、1つは、図柄でコンパクトシティ、集約型のところですね。本の7ページの原版にあって、中核拠点とか、生活拠点とか、生活中心地とかということで、これは立川市の隣接の周辺に必ずあるわけですね。そういうものと立川市が連携をし合うというか、ネットワークを組むということは、立川市だけの問題ではなくて、隣接市と協調しないとできないことなわけですね。そういうのを積極的にやるべきであるということ東京都の都市計画に問うということは大変変革期的で重要なと思うので、ぜひこれは通していただきたいと。

もう1つは、先ほど説明のあった中で、崖線の話がありましたよね。この崖線も、図でいうと、後ろのほうに景観軸との関連なんですけど、33ページの次の間に景観基本軸とか、景観形成特別地区というのがありますよね。

○古川会長 36の次、37の前。

○高橋副会長 ちょっと見にくいかもしれませんが。

○栗原開発調整担当部長 38ページの後ですね。

○高橋副会長 景観基本軸というタイトル。この今の東京都の計画では、国分寺崖線が軸としてこれを保全整備していこう方向なんですけど、先ほど市のほうのご説明がありましたけれども、立川崖線とか、青柳崖線とか、立川崖線は青梅から発して狛江ぐらいまで行くんですかね。かなり重複がありますよね。それが東京都の景観軸に入っていないというのは、ちょっと意見を申し上げてよろしいんじゃないかなというふうに思うわけです。ただし、今回は大々的に抜本見直しとか、そういうことにはならないのかな。

○小倉都市計画課長 これは抜本見直しです。

○高橋副会長 それならば、これは立川市さんだけの問題ではなくて、それに関連した自治体が意見を言うことが大変重要な点なので、青梅市さんや府中市や国立とか、そういうところに申し入れて、崖線は国分寺崖線だけではないですよということを大いに言おうということをぜひ意見として申し上げたらどうかと思うわけです。ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○古川会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○稲橋委員 意見でなくて、質問でいいですか。諮問の資料の一番後ろの8ページのと

ころです。ここについても変更ということで、先ほどご説明がありましたが、ここが放射状ではなく、ここは変更点なんですよね。ちょっとここを具体的にこの図でどういうふうに示しているのかという、ちょっとこの図の見方が、すみません、わからないので、市がどういう意図を持って……、言っていることは何となくわかるんです。だけれども、この図でどういうふうに伝えていくのか、具体的にというものが、ちょっと先ほどわからなかったので、すみません、もう一回確認のところでのちょっと質問としてお聞きします。

○小倉都市計画課長　それでは、先ほど若干説明させていただきましたが、そもそもこれは概念図なんです。場所をあらわしているものではないんです。コンパクトシティということで、1つにはこれまでスプロール的に無秩序に拡散、広がってきた市街地というものをエココンパクトシティとして機能を拠点に集約し、ネットワーク化をしていきたいと思いますといったことがそもそもの概念図のもとでございます。ただ、そう言っても、その考え方というのは、地域地域によって違うわけですね。そういった中で、今、東京都が示しているのは、一般に国交省等が使う集約型都市構造の概念図なんですけれども、私どもは東京というのは、例えば立川だけで圏域が完結しているのではなくて、特に隣接する昭島や国立、東大和、武蔵村山、日野といったようなところと強く関連づけまして都市の構造が成り立っていると。特にこういった鉄道駅を中心に拠点を形成されているといった意味では、ここの東京都案では赤の放射状に輪っかになっている部分が入っていないものに、我々はこの赤い部分を追加してくれというふうに言っています。先ほど説明いたしましたけれども、じゃこれを立川の都市構造にたとえるとどうなるかといいますと、真ん中にある大きな山、これが立川駅周辺です。これはだれもが疑いようのない核都市であり、生活拠点であると。位置でいきますと、これが青梅線、中央線というふうに例えば考えてください。そうしますと、ここに昭島駅があり、国立駅があります。先ほど説明いたしましたけれども、例えば西砂にお住まいの方はバスを使って、例えばJRに乗るときにはバスで昭島に出たらどこか都内に行くなり、西に行くなりしております。例えばこれが高幡不動でも、日野でもいいんですけれどもそういう位置であれば、モノレールを使って立川市に来ているといった状況なんです。そこで京王線等で、例えば府中のほうに行くとか、ここでいえば先ほど説明しましたけれども、若葉町、けやき台団地等々につきましては、バス路線というのは立川駅に行くよりも、国立駅に行く路線のほうが多いです。そういった意味では、あの辺にお住まいの方とい

うのは、都内に出るときなんかは、いったん国立に出てからJR中央線に乗っていくといった意味では、こういった動きをしているんですね。いったん立川に出てから、例えば新宿に行っているわけじゃないですね。国立に出て新宿に行く。また、新宿から帰ってきて、例えば紀伊国屋でお買い物をして家に帰るといったような形で、立川駅だけとの放射状のつながりだけではなくて、周辺の拠点とのつながりというのが密度の高い東京圏では重要なんだと。これと中心拠点との関係との2つをもって都市構造をなすべきだというふうに考えているといったことでございます。

○古川会長　よろしいですか。

○稲橋委員　ありがとうございます。すみません。丁寧にありがとうございます。

ということは、その仕組みをつくるには、具体的にそこは整備ということになると、例えば道路計画とか、そういうことにつながっていくのかなというふうに、考え方としては既存のもので、例えば交通でつないでいくということができればいいんだというふうに思いますけれども、じゃ交通でつなぐときには、じゃそこに必要な道路網もこういう考え方をしたときには、一緒の考え方になっていくのかということになってくることが、この図式で立川の考えを示しているということにもなるということなんじゃないかね、すみません。

○小倉都市計画課長　具体的にいいますと、この中では有機的なネットワークという言葉を使っています。有機的なネットワークとは何か。例えばこの線そのものがネットワークというふうに考えてございます。これが人の移動なり、都市活動の方向だということになりますと、今委員がおっしゃられたように、そのための、拠点をつなぐ道路をつくる、道路をつくるだけじゃなくて、そこに公共交通を走らせる。例えば立川市であれば、コミュニティバスのルートを開拓していく。それによって人の移動が有機的に、拠点と拠点の間をつなぐといったようなことが、これは区域マスタープランから個別計画に落ちていった段階に、この概念の実現性として交通と基盤と都市活動といったことが有機的にネットワークしていくといった意味の概念図でございます。

○古川会長　現道を重んじるのであったら、現道有効利用でバスというようなことも大いにあるかと思えますね。

ほかにご意見、ご質問は。どうぞ。

○梅田委員　先ほど高橋副会長が言われていました多摩川崖線。私も立川崖線の近所に住んでいまして、非常に身近にありまして、何でこれが載っていないのかなと思うと、

一番最初にもらったこれを見たときに、何で国分寺崖線が先に載っていて、立川崖線が載っていないのかと言おうと思って、今日、付せんつけてきたんですけども、私もそこに一言ぐらいちょっと載っていてもいいんじゃないかなと思うので、できればその辺要望させていただきます。

○古川会長 立川市の提案に賛成ということですね。

ほかにございますか。

私の立場からちょっと離れまして、一委員として申し上げますと、J R中央線の複々線化というのが課題としてまだ残っているんですね。大変、立川市長さんを中心とした沿線市のみならず、多摩各市の連携で東京都と連携して、三鷹・立川間の連立事業の高架化はおかげさまで実現したんですが、まだもう1つのほうの複々線化のほうが課題として残っています。立川市の意見書の中にこれを入れるということで提案されましたので、大変素晴らしいことだと思いますし、ぜひこれは強調していただきたいと思いますし、多摩モノレールの延伸についても同様だと思いますね。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○川合委員 今回の立川市の意見に書かれていないところで、私個人的にちょっと立川市の見解をお聞きしたいと思いますので、すべて書かれている意見が終了したらぜひご意見を述べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○古川会長 何か具体的に。

○川合委員 今明記されていないところで、個人的に立川市の見解を伺いたいんです。なので、先ほど冒頭でおっしゃられたように、今ここに明記されているところについて審議されているんですけども、これに意見として書かれていなくて、大変重要だと思うところをぜひ質問させていただきたいんですが。

○古川会長 それはよろしいですよ。

○川合委員 よろしいですか。

○古川会長 こういうことを意見の中に加えるべきだというご意見ということであれば。

○川合委員 そうです。よろしいでしょうか。時間的に大丈夫でしょうか。すみません、じゃ質問等させていただきます。

それでは、26ページの都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針の一番最後のところですよ。空港についてです。横田基地の軍民共用化を早期に実現するについてです。これは調べまして、昨年9月の東京都議会で、前猪瀬都知事が実際にこれを軍

民共用化について意見を述べられているということですが、隣接するそれぞれの自治体では賛成されているところと、全く反対されているところ、さまざまな状況であるということを知りました。私が見た記事では、立川市については具体的に触れられていないということです。けさもかなりヘリコプターが飛んでおりまして、ちょうど私はけやき台団地に住んでおりますが、よく飛行機が頭上を飛んでおります。民営化にするとかなり経済効果が高いということと、効率化が図られるということが主要な目的で、この共用化の実現というふうにおっしゃっていますが、やはり現在、近隣の方たちはかなり騒音に悩まされていますし、環境汚染に関しても問題が深くなってくると思いますので、私はこれは余り進めるべきではないという個人的な意見なんです。立川市に関しては言明を、まだはっきりさせていらっしゃらないということですので、そのあたり、ぜひ見解について教えてください。

○古川会長　　どうぞ。

○小倉都市計画課長　　横田の軍民共用化の問題でございます。立川市は先ほどヘリのお話がありましたけれども、立川基地も含んでということなんですけれども、横田の軍民共用化については、いわゆる横田の関連の基地関連の協議会、5市1町の関係がございますけれども、立川市としては軍民共用化といった部分については基本的に賛成でも反対でもない、中立的な立場に立たせていただいておりますので、今回あえてこの軍民共用化の表記についての意見を出していないといった状況になってございます。

　　以上です。

○川合委員　　そうしますと、やはり中立という立場はわかりますが、このままスルーされてしまうと、立川市民としては、これは実現することに対して特に異議を申し立てないんだというような理解になると思いますが、いかがでしょうか。

○小倉都市計画課長　　どのようにそれに対して市民の方がとらえるかということはありませんけれども、騒音問題と軍民共用化というのは、密接に不可分にあるという点では考えてございますけれども、さまざまな要素としての軍民共用化といった意味では、お答えになっていないかもしれませんけれども、繰り返しになりますけれども、立川市としては現段階においては中立といった形で、賛成でも反対でもないといった立場でございます。

　　以上です。

○古川会長　　よろしゅうございますか。

- 上條委員　　今の問題なんですけれども、今、川合委員から指摘がありました横田基地の軍民共用化の問題、市としては中立なんだという、そういう立場でありますけれども、今オスプレイの飛来の問題ですとか、それから配備という問題も国で検討されているというようなこともありますので、私はやはり市としても中立というのは結局容認ということではないんだと思いますから、少なくとも軍民共用化の推進というのは削るべきだという意見を市として上げるべきなんじゃないかと思います。
- 栗原開発調整担当部長　　先ほど課長からお答えしていますように、中立という立場でございまして、現段階で意見を述べないという立場をとっているということでご理解いただきたいと思います。
- 古川会長　　それでは……
- 稲橋委員　　関連してです。やはりここに早期に実現すると言い切っているものが固まった場合に、これが外に、特に市民に出てきたときには、見たときに、もうこういう方向で進んでいくんだなという理解になるわけなんです。やはりこれはとても大きな問題で、立川市民にも直接影響してくる。こういったことを東京都が示す中で何よりもやはり基礎自治体、そこの立地している、持っているその自治体がしっかりとこのことがどういう影響があって、どういう利益があってということも含めて、先ほど中立的だということでは認めてもないし、認めているわけでもないという、そういった立場だと思うんです。ならばこそ、やはり附帯意見というか、そういったものを立川市としてこの部分で出していくというような形で、やっぱりもしこの部分が削るということにはならないならば、立川市としてこういったことを進める場合においては、やはりこうだという、審議会の中でこの中身については慎重に丁寧に自治体と協議があって、合意が前提だとか、そういった意見のことを附帯意見としてつけることはできないのでしょうかということはお私の意見なんです、それは会長にお聞きするという形になります。よろしくお願いします。
- 古川会長　　そのことについては意見がお三方から出ましたが、ほかにこのことについて意見がございしますか。どうぞ。
- 中山委員　　今までは横田基地軍民共用化を反対の立場の方たちの意見だと思います。私は個人的には賛成です。そういう方もいろいろな意見があって、結局中立といういろいろ今の立場なので、何も触らなくて、このままでいいと私は思います。
- 古川会長　　ほかにご意見ございしますか。

そうしましたら、これについて委員の中でちょっと意見が分かれているという状況でございます。それで取り扱いについて、それでは、立川市の意見としてはこのまま意見なしで、このことについてはですよ。ほかのことはこういう意見で出すということでお考えが示されまして、委員の中でまた賛否、あるいは別の附帯意見をという意見も出されました。これ、会長としましては、市としての意見のところに附帯意見というのはいちよっとなじまないと思いますので、むしろここでこの案のとおりにお答えするか、それともどうかということで意見がちょっと分かれていますので、採決を取りたいと思います。

それで、ほかのことについてはもう意見が、異論が特にないと思いますので……、よろしいですか。

○稲橋委員　もう1つ、すみません。5ページにあります防災拠点へのアクセス向上に寄与する路線の整備を図るということと、それからその前にも出ていたと思いますけれども、南進する道路計画ですね、立川の。そこが改めてここに位置づけるということで、示すということの先ほどご説明があったかと思うんですけども、1つ防災拠点等とアクセスの利便性ということでは、一定の3・1・34号線という先ほどご説明がありました。そういうところでは、私としましては、やはりこれから今回の方針全体にかかる部分なんですけれども、今後の10年後に向かって、少子高齢化という位置づけをして、なるべくコンパクトシティ、身近で行き来ができるような、そして身近にある空地や緑を楽しんでいく生活圏をつくっていく方向をいっている一方では、やはりオリンピックの招致に合わせて、これからインフラ整備というものが進んでくるんだなということをとらえたわけです、今回。そうなりますと、立川市の中で示している南進の道路計画ということは、今の現状としては住宅密集地である中で、とても現実的には財政的にもかなりの困難がある中で、果たしてそれを立川市の中で進めていく方向ということに、私はこの都市計画として進めていくということには疑問を持っておりますので、その点については私の意見としては、この点についての将来10年後に向けた新たな道路の計画ということについては、反対というところには、意見としてはそういった意見を持っておりますので、そこは意見として述べさせていただきたいと。

○古川会長　それはご意見として承りましたが、この意見書の中での記述について、今、A4横版の5ページの、30ページの部分、この表現についてはいかがですか。

○稲橋委員　この表現というところでは、先ほど言ったような理由から、個人的にはこの立川市で示している計画の中の一つですので、私の意見としての将来的なものに向

けた意見として述べさせていただくということになるので、最後に今ここでこれを賛成、反対ということで、これから採決をしていくというふうに思うんですが、1つ意見としてはあるということで、この場で述べさせていただいたことを、ご理解いただきたいと思いをします。

○古川会長　それでは、ご意見が述べられて、議事録に残されるということでいきたいと思いをします。

それで、ちょっと最後に残ったのが先ほどの空港のところですね。本文の26ページのことについて意見を述べて、この削除を市の意見として述べるのかどうか。あるいは、お諮りにするのはこのままにしたいというのが市の提案でございますので、それについての賛否をお諮りしたいと思いをします。

それでは、この26ページの空港のところの記述について、このままにしてこの提案どおり承諾したいと、賛成という方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○古川会長　反対の方は挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○古川会長　それではありがとうございました。

賛成多数ということで、このままの答申でいくということにさせていただきます。

あとについては、今ご意見がありましたけれども、この防災のところのアクセスについての記述を削除するとか、そういうことではないと、ご意見が述べられたということが記録されるということで、あとはこのまま採択、承諾ということにしたいと思いをします。

それでは、結果として諮問第1号については原案のとおりとして、意見はないものとして決定されました。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○古川会長　以上で、案件審査会は終了するということでございます。

続きまして、案件説明会を……

○栗原開発調整担当部長　会長、ちょっと答申をしていただきますので、ちょっと休憩をとっていただきたいんですけども。10分ほど。

○小倉都市計画課長　45分まで休憩とさせていただきます。

---

○古川会長　それでは、皆さんおそろいでございますかね。よろしいですか。それでは、

答申を市長さんにお渡しさせていただきたいと思います。

立川市長、清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長、古川公毅。

都市計画について答申。

平成26年10月7日付、立都第831号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、平成26年10月7日開催の当審議会において、本市の実績を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べこの案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記、答申一、諮問第1号、多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出について、原案のとおりとし、意見はないものとする。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○清水市長 どうもありがとうございました。

○古川会長 ありがとうございます。

○栗原開発調整担当部長 市長が退席されますので。

○古川会長 どうもありがとうございました。

(市長退席)

---

案件説明会の議事録について、省略

---

○古川会長 それでは、都市計画審議会、本日の案件が終了しましたので、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時05分